

「指定道路の変更」申請手続きに必要な書類

■下記の必要書類を正副各1部（副本は正本の写しで可）提出ください。

※各様式はホームページよりダウンロードすることができます。

No.	必 要 書 類	備 考
1	道路の位置指定等申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は原則として土地所有者 道路幅員及び延長は、変更後と変更前を記入
2	指定道路台帳図の写し	<ul style="list-style-type: none"> 変更する指定道路の台帳図 ホームページよりダウンロード（無料）、又は市役所2階道路確認担当課窓口で請求（1件300円） 申請箇所を朱書きで明記
3	指定道路台帳図（図面） ※指定道路台帳図1（A4）と 指定道路台帳図2（A3）の2枚組	<ul style="list-style-type: none"> 図枠の様式はホームページよりダウンロード ホームページの作図例を参照 指定道路台帳図2はデータ（CAD（p21形式）とPDF）を提出 提出先アドレス：s-douro@city.sapporo.jp ※メール本文に使用CAD名を記載
4	指定道路の変更承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証明書の印鑑を押印する 変更により、新たに道路となる土地の土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕に記載の全権利者 変更により、道路ではなくなる土地の土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕に記載の全権利者 道路の管理者 権利者死亡の場合は、法定相続人全員の承諾が必要（権利会社倒産等の場合は代表清算人等の承諾）
5	土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕 土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕 ・住民票、戸籍の付票、町名変更等 ・評価証明等（固定資産） ・戸籍全部事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> 変更により、新たに道路となる土地 変更により、道路ではなくなる土地 権利者住所が印鑑登録証明書の住所と一致しない場合、これらがつながる書類 建物所有権が未登記物件の場合 権利者死亡の場合、法定相続人が確認できるもの
6	印鑑登録証明書 ・法人は、さらに現在事項全部証明書又は代表者事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 変更により、新たに道路となる土地の土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕及び変更により、道路ではなくなる土地の土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕に記載の全権利者 道路の管理者 印鑑登録証明書は原本を提出
7	関係隣接者への連絡通知報告書	<ul style="list-style-type: none"> 変更する道路に接する土地の土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕に記載の全権利者
8	土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕	<ul style="list-style-type: none"> 連絡通知を必要とする土地・建物
9	地積測量図	<ul style="list-style-type: none"> 変更申請地番 申請箇所を朱書きで明記
10	公図（地図）	<ul style="list-style-type: none"> 変更申請地番 申請箇所を朱書きで明記
11	工事完了届	<ul style="list-style-type: none"> 変更箇所の工事完了後に提出

※注意事項

- 土地全部事項証明書、地積測量図、公図及び法人の各種証明書等は、法務局発行のものか、インターネットより取得したものとする。
- 書類は全て、発行日（表示年月日）より3ヵ月以内のものとする。
- 印鑑登録証明書以外の提出書類は、原本還付が可能。
- 標準処理期間は10日間とする。